

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

～商業賄賂の法規制について～ 顧問 李 加弟

II 中国法令アップデート

- 最高人民法院による労働紛争案件の審理の適用法律の若干問題に関する解釈(四)
- 「労災保険条例」執行の若干問題に関する意見(意見募集稿)
- 最高人民法院による改正民事訴訟法施行時の未終結案件の法適用の若干問題に関する規定(最高人民法院)
- 信用調査業管理条例(国務院)

III 中国万感

～中国のお年玉～ 顧問 杜 雲華

I Lawyer's Eye

商業賄賂の法規制について



顧問 李 加弟

昨年11月の第18回中国共産党大会以後、習近平次期国家主席による汚職・賄賂事件の摘発の強化の方針を受け、中央政府・地方政府の官僚への取り締まりが強化されている。マスメディアやインターネット上でもこれらの事件を目にする機会が多い。

中国における「賄賂」で注意すべきものとして「商業賄賂」がある。

「商業賄賂」の概念は、非常に広い。抽象的に言えば、事業者が商品の販売または調達のため、財物その他の利益を相手方に供与する行為である。供与の相手方には、国家機関・公務員だけでなく、国有企業やその従業員、さらには民間企業やその従業員も含まれている。

商業賄賂は、事業活動の中で発生し、時には事業者間のみで完結する行為であるが、公権力の汚職、権力の濫用との関係が深いことから、「汚職」と「賄賂」、「商業賄賂」は、よく同時に目にするものである。

前述のように、商業賄賂において収賄を行う主体には民間企業も含まれている。中国で活動する企業は、商業賄賂を供与する側にも受領する側にもなりうることから、商業賄賂に対する正しい理解が必要である。商業賄賂に対しては大きく分けて(1)行政法による規制と(2)刑法による規制が存在する。今回は、2つの規制について簡単に紹介する。

1 不正競争防止法による規制

まず、商業賄賂は、不正競争防止法による行政的な規制を受けている。供与者及び受領者は、商業賄賂により得た違法所得の没収や過料という行政処罰が課される。

商業賄賂とされる可能性がある行為は、(1)リベートの授受、(2)値引き・コミッションの支払い、(3)取引における現金・物品の贈与である。これらの行為の具体的な内容は「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」に規定されており、(1)及び(2)は帳簿に記載されずに行われた場合、(3)は商業上の慣習による小額の宣伝用の物品の授受を超える場合に商業賄賂とされる¹。

商業賄賂の授受は、宣伝費、コンサルティングフィー、協賛費、役務費等のさまざまな名目で行われていることから、これらの名目で支払われる費用については当局から問題視されやすい。

なお、実際に授受される金品だけでなく、住宅の内装工事、会員カード、商品券・カード、旅行の招待等、金銭に換算可能な利益の提供も商業賄賂行為とされている。

¹ 商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定 8 条 1 項。

2 刑法による規制

中国では、賄賂の受領者の属性(国の職員か否か／政府機関・国有企業等の団体)のほか、贈収賄の主体が「単位」(法人等の団体)の場合と個人の場合とで異なった犯罪が成立する。商業賄賂の供与により供与者に発生する犯罪の概要は下表の通りである(斡旋収賄などの特殊な犯罪については省略する。)

受領者の属性	罪名 (供与者の属性)	贈賄額による 起訴基準 ²	主な法定刑
国の職員以外	(供与者) 国の職員以外に対する贈賄罪(個人・単位とも) (受領者) 国の職員以外による収賄罪(個人・単位とも)	(供与者) ✓ 1 万元以上 (個人) ✓ 20 万元以上 (単位)	(供与者) ✓ 10 年以下の有期徒刑(個人) ✓ 単位に対する罰金と直接の責任者に対する 10 年以下の有期徒刑(単位) (受領者) ✓ 拘留から 15 年以下の有期徒刑まで
国の職員	(供与者) ✓ 贈賄罪(個人の場合) ✓ 単位贈賄罪(単位の場合) (受領者) ✓ 収賄罪	(受領者) ✓ 5000 元以上	(供与者) ✓ 最高で無期徒刑(個人) ✓ 単位に対する罰金と直接の責任者に対する 5 年以下の有期徒刑(単位) (受領者) ✓ 死刑、無期徒刑又は有期徒刑
政府機関、国有企業等の団体	(供与者) ✓ 単位に対する贈賄罪(個人・単位とも) (受領者) ✓ 単位収賄罪	(供与者) ✓ 10 万元以上 (個人) ✓ 20 万元以上 (単位) (受領者) ✓ 10 万元以上	(供与者) ✓ 3 年以下の有期徒刑(個人) ✓ 単位に対する罰金と直接の責任者に対する 3 年以下の有期徒刑(単位) (受領者) ✓ 単位に罰金と直接の責任者に対する 5 年以下の有期徒刑又は拘留

「国の職員(中国語:国家工作人員)」とは、政府機関の職員、国有企業の従業員等を指す。刑法の規制の対象となる行為はおおむね不正競争防止法と同様であるが、より情状が重いものが刑罰の対象とされている。具体的な立件・起訴の基準は司法解釈により定められており、贈収賄額が一定額以上の場合や、結果が重大な場合(社会的影響が大きい場合)等の場合に立件・起訴が行われる。

外資企業による商業賄賂の收受について刑事罰が科された例も存在する。2010 年に判決が出された件では、取引先からキックバックを受けていた外資企業の複数の従業員が 7 年から 14 年の懲役を科された(なお、同時に商業秘密侵害罪も成立していた。)。中国では、これまで一般的

² 起訴基準については、昨年 12 月 16 日に「最高人民法院及び最高人民検察院による贈賄刑事事件処理の具体的法適用の若干問題に関する解釈」が公表されている。

に収賄に比べて贈賄に対する処罰が軽かったが、第 18 回中国共産党大会では、贈賄犯罪の取締を強化しなければならないとの意見も出された³。

3 まとめ

冒頭でも触れたとおり、第 18 回中国共産党大会以後、商業賄賂を含む賄賂全般に対する取り締まりが厳しくなっている。

不正競争防止法や刑法の適用においては、従業員が会社の販売のために行った贈賄は会社の行為と見なされることから、日本から派遣された現地法人の責任者（総経理等）であっても、場合によっては、現地の営業担当従業員による贈賄について責任を問われる可能性もある。

実際に営業活動においては、利益の追求のために商業賄賂に該当する可能性のある行為を行わざるを得ないという状況も考えられるが、商業賄賂行為が発覚した場合には行政処罰や刑罰だけでなく風評への影響も小さくないと思われる。短期的な利益の追求のためにコンプライアンスが軽視されることがないよう、継続的な社内での啓発・教育が必要と思われる。

³ http://www.yfw.com.cn/xwdt/jdxw/201211/t20121113_984674.shtml(中国語サイト)

II 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<労働>

最高人民法院による労働紛争案件の審理の適用法律の若干問題に関する解釈(四)

[ポイント] 本解釈は、「労働法」、「労働契約法」及び「労働争議調停仲裁法」等に基づき、労働紛争における「労働法」や「労働契約法」等の解釈指針を示したものである。本解釈については、2012年6月に意見募集稿が公表されており(2012年7月17日付けニュースレターご参照)、この意見募集を踏まえて正式に制定された。本解釈は、経済補償金の算定期間につき合算が行われる「労働者が本人の原因によらずに元の使用者から新しい使用者に手配されて業務を行った場合」(労働契約法実施条例第10条参照)につき、更に具体的な規定を行い、使用者の合併や会社分割による場合のほか、使用者とその関連会社が労働者との間で、交替で労働契約を締結した場合などが含まれることを明らかにしている。また、工会(労働組合)が組織されている使用者が、重大な規則違反による解雇(労働契約法第39条(2))などを行う場合に、工会に対して事前通知を行わなかったときは、使用者による違法な労働契約の解除として2倍の経済補償金の支払いが命じられ得ることも示されており、注意を要する。

(2013年1月18日公布、同年2月1日施行)(法釈[2013]第4号)

[原文] 最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释(四)

<社会保障>

「労災保険条例」執行の若干問題に関する意見(意見募集稿)

[ポイント] 本意見(意見募集稿)は、「労災保険条例」(2010年12月20日改正、同月29日付け法令調査報告書ご参照)の解釈を明らかにするものである。本意見では、労災とみなされる「勤務時間に、職場において、突然発病して死亡し、又は救護したが48時間以内に死亡した」(労災保険条例第15条1項(1)号)場合につき、使用者に従業員の死亡から5日以内の社会保険行政部門への報告義務を課すこと、これまで明確な規定がなかった高等専門学校(中国語:「大專」)の実習生の労災の扱いにつき、労災保険を適用せず、商業保険を用いること、退職年齢に達した就業者の労災については労災認定申請を受理すべきことなどが定められている。

(意見募集期間:2013年1月24日~同年2月20日)

[原文] 关于执行<工伤保险条例>若干问题的意见(征求意见稿)

<民事訴訟>

最高人民法院による改正民事訴訟法施行時の未終結案件の法適用の若干問題に関する規定(最高人民法院)

[ポイント] 民事訴訟法は2012年8月31日に改正が行われ、2013年1月1日から改正法が施行されている(2012年9月18日付けニュースレターご参照)。本規定は改正法の施行時に審理や執行が完了していない案件の取扱いを定めた経過規定である。未終結案件については改正

法を適用しつつ、改正法の施行前に申し立てられた保全事件については従前の取扱いによることなどが規定されている。

(2012年12月28日公布、2013年1月1日施行)(法釈[2012]23号)

[原文] [最高人民法院关于修改后的民事诉讼法施行时未结案件适用法律若干问题的规定](#)

<信用調査業>

信用調査業管理条例(國務院)

[ポイント] 企業・個人の信用情報の収集・提供を行う企業(「信用調査機関」と呼ばれる。)の設立条件、信用情報の収集・提供に当たっての義務等を定める条例である。本条例については、2011年7月22日に第二次意見募集稿が公表され、意見募集が行われていた(2011年8月25日付け法令調査報告書ご参照)。このほか、企業・個人の借入に関する情報のデータベースを国家主導で設置し、商業銀行等から情報を集めることが規定されている。なお、外資企業による信用調査業の経営条件は別途中国人民銀行により制定される予定である。

(2013年1月21日公布、同年3月15日施行)(國務院令第631号)

[原文] [征信业管理条例](#)

※<[上記以外の今月のその他の重要な新法令](#)>



中国万感



【中国のお年玉】

顧問 杜 雲華

中国にもお年玉(中国語で「压岁钱」)の習慣がある。

日本では親戚の子にあげることが多いと思うが、中国ではもう少し対象は広く、春節休暇の期間中に会う友人や同僚の子供にあげる場合もある。

お年玉と言えば金額が重要だと思うが、中国では子供の年齢に応じて金額が増えるということではなく、例えば孫が5人いれば全員に同じ金額をあげるのが一般的である。

しかし、経済成長に伴って相場が大きく変わってきている。経済成長前の1990年には10元～50元(150円～750円)程度が普通と言われていた。ところが現在では、子供1人に200元(3000円)、とても親しい親戚や親友の子供であれば500元(7500円)、上司の子供など特に重要な相手であれば1000元(15000円)以上ということもあるようである。また、压岁钱の額は経済的な豊かさを表すことから、収入が少ない人も面子を重視して多額の压岁钱をあげる場合もある。(日本円への換算は1元=15円で行った。)

ところで、一人っ子政策実施前は1家庭に5人以上の兄弟がいることも珍しくなかったため、30代以上の世代には甥・姪が多く、一般的なサラリーマン夫婦の家庭の月収の半分が压岁钱に消えるということもあるらしい。压岁钱を恐れて帰省をしない人もいるようである。ほかにも、压岁钱の金額や、自分の子供が受け取った压岁钱のお返しをどうするか等、压岁钱は悩みの種となっている。

お年玉は子供に対する祝福を表すもので、金額に関係なく、気持ちが伝わればそれでいいと言う人も多くなったが、実際はなかなか通らないようである。

TOPICS

2013年1月15日

当事務所に許明義(Hsu Ming Yih)外国弁護士が入所いたしました。

許明義(Hsu Ming Yih)外国弁護士は、1995年6月に国立台湾大学法学部(法学士)を卒業し、北海道大学法学部法学研究科にて研修を行い、その後中国・台湾の様々な企業、法律事務所での勤務経験があります。台湾及び中国の弁護士資格を有しており、主に企業買収、合併案件などといった企業間取引に関する依頼者への助言のサポート、会社法、証券取引法、知的財産法、独占禁止法及び労働法、訴訟仲裁など、中国・台湾関連案件を取り扱っております。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com



安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.com/>